

令和5年9月22日

松本市議会
議長 上條 温 様

議会運営委員長 村上 幸雄

議会運営委員会行政視察報告書

議会運営委員会において行政視察を実施しましたので、その概要について下記のとおり報告いたします。

記

1 期日

令和5年8月24日（木）～25日（金）

2 参加者

議会運営委員10人、副議長、事務局随員2人 合計13人

3 視察先及び調査項目

(1) 新潟県上越市議会

ア 議会基本条例の検証について

イ 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について

(2) 新潟県柏崎市議会

ア 議会基本条例の検証について

イ 政策検討会議の設置について

ウ 広報広聴委員会の常任委員会化について

エ 予算決算委員会の常任委員会化について

オ 通年議会について

カ 新庁舎における議会施設整備について

(3) 長野県長野市議会

ア 議会活性化検討委員会の取組みについて

イ 市民と議会の意見交換会について

ウ 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について

エ 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

4 概要

(1) 新潟県上越市

ア 日時 令和5年8月24日（木）午後1時30分～午後3時30分

イ 場所 上越市役所

ウ 対応者

上越市議会 議長 石田 裕一 氏

上越市議会事務局 副局長 堀川 廣圭 氏

上越市議会事務局 調査係主事 村松 恭輔 氏

エ 内容

(ア) 議会基本条例の検証について

a 議会改革の歩み

議会改革の歩みの中で、大きなポイントは、平成17年の14市町村の合併だった。そのときに特例ではあったが、各地区から48名の議員が集まり、色々な地区から議員が出てきたことによって、市民に開かれた議会、市民意見を聴き、市民とともにある議会を目指す機運が高まり、議会基本条例を平成22年の11月に制定し、本格的に市民に開かれた議会を目指して取り組んできた。特に委員会のインターネット中継は、割と早い段階で開始している。

タブレット端末は、平成30年12月に本格導入してからすでに6年目(2台目)になるが、理事者側もようやく昨年度からノート型パソコンを議場に持ち込むようになり、議会のICT化が進んだ。

一方で、市民に開かれた議会を目指して取り組んではきたが、議会になかなか関心が集まらないという課題があり、平成27年12月からは小中学生の議会学習の取組みを開始。中学生による模擬議会を2校ほど実施し、若い世代に議会への関心を持ってもらえるよう取り組んできた。また、投票権年齢が18歳に引き下げられた機会を捉え、広報広聴委員会が主体となって、高校生との意見交換会や市内に2校ある大学(上越教育大学、新潟県立看護大学)の学生との意見交換会を実施し、若い世代との意見交換にも取り組んできた。

また、前任期(平成28年4月~令和2年4月)は女性議員が0人であったことから、当時の議長がこれを課題として平成29年3月に「市議を目指しやすい環境整備検討会」を設置。同検討会では市民と意見交換会を実施したり、同検討会からの答申に基づき「女性フォーラム」を令和元年8月に開催したりした結果、今任期には、7人の女性議員が誕生した。同検討会が実際に外に出て行って市民との意見交換を実施したり、女性フォーラムを開催したり(それぞれ立候補を検討する女性が出席していたと思われる。)といった活動の成果が出たものと考えられる。色々な方が議員になり、色々な意見が出れば良いと考えてるので、引き続き、議員の多様性の確保に取り組んでいきたい。

他方で、今任期(令和2年4月~令和6年4月)は、なんと言っても、コロナ禍での議会運営であり、停滞していた感はあるが、女性議員が増えことにより、少しずつ新しい議会になってきたということを感じている。また、常任委員会の行政視察もようやく今年度から再開しているところである。

b 議会基本条例検証の概要

上越市議会では、4年ごと(改選ごと)に議会基本条例の見直しを実施することとしており、制定からすでに3回の見直しを実施している。全議員による

見直しの実施はなかなか難しいので、各会派代表による「議会基本条例検証委員会」を設置し、対応している。

「本当に市民に開かれた議会なのか。」「議会報告会や意見交換会はマンネリ化していないか。」といった視点により、特に議会報告会、意見交換会の在り方については、悩みながら検証を重ねてきた。今任期は、全28地区を回る意見交換会に加え、常任委員会によりテーマを設定して団体との意見交換会（各層との意見交換会）を実施し、固定の意見交換会ではなく、色々な方々との意見交換を模索してやってきた。

今任期は、市民アンケートで「もっと議会に対して意見を言わせてほしい。」との意見が多かったことを踏まえ、議会報告の部分はYouTube配信のみとし、議会報告会・意見交換会を意見交換を中心に開催するとともに、もっといろいろなところに出向いて、色々な方々から意見を聴くという観点から、ショッピングセンター（無印良品直江津店内にある「Open MUJI」）で買い物かてらに「議員と気軽にトーク」というコンセプトで実施した。

c 検証に基づく具体的な改正点

- (a) 第4条（議長の責務）に臨時会招集義務を追加（第4項及び第5項）
- (b) 第8条（市民参画及び協働）に市民意見聴取措置と結果の公表義務を追加（第5項及び第6項）
- (c) 第12条（政策等の形成過程の説明要求等）に議決事件に含まれない重要政策等に係る意見聴取要求を追加（第2項）
- (d) 第13条（議決事件）に総合計画中基本計画の策定・変更を追加
- (e) 第19条（政務活動費）に政務活動費に係る用語の整理
- (f) 第27条（議員定数）及び第28条（議員報酬）を追加

(イ) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について

a 経過

今任期に、女性議員が7人当選したことにより、女性議員から発案されたもの。利用実績は多くはないが、引き続き女性に関心を持ってもらうために必要な取組みであると捉えている。

b 制度概要

対象乳幼児1人当たり、3歳未満児700円、3歳以上児500円の助成額となっており、上越市の一時預かり4事業（保育園での一時預かり、オーレンプラザこどもセンター一時預かり室、ファミリーサポートセンター、上越市ファミリーサポートセンター）を利用する際のそれぞれ5時間未満の利用料全額を補助する制度となっている（傍聴時間は5時間以内であろうとの想定での制度設計）。なお、実際の利用実績は上越市ファミリーヘルプ保育園の利用に限られている（上越市ファミリーサポートセンターは、上越市が市内に1カ所だけ設置している24時間の一時預かり専門保育施設）。

実績としては、令和3年度5件、令和4年度1件にとどまっている。

(2) 新潟県柏崎市

ア 日時 令和5年8月25日（金）午前9時～午前10時30分

イ 場所 柏崎市役所

ウ 対応者

柏崎市議会 議長 柄澤 均 氏

柏崎市議会 副議長 重野 正毅 氏

柏崎市議会 議会運営委員長 上森 茜 氏

柏崎市議会 議会運営副委員長 持田 繁義 氏

柏崎市議会事務局 局長 本間 和人 氏

柏崎市議会事務局 議事調査係主査 矢島 雄策 氏

エ 内容

(ア) 議会改革で目指すもの

柏崎市議会では、議会基本条例前文に基本理念として「市民の信託に応える合議体たる議会づくり」を規定し、①議会の地位・役割の明確化と機能強化、②議会の組織・活動原則、議員の活動原則の明確化、③市民の信託に応える議会と市民との関係強化の3つを大きな方向性として、議会改革を進めている。

特に、通年会期制は、議会基本条例制定の1年前の平成25年5月から導入したもので、柏崎市議会の会期等を定める条例に基づき、一度市長が招集した後は、毎年5月1日になると自動的に会期が始まる。通年会期制を採ることにより、改選後や、議会解散による選挙後の初めての会議のみ市長が招集し、それ以外の会議は議長が招集することになる。招集権を事実上議会側で持つことができるので、非常に弾力性を持った議会運営が可能となる。

通年会期制の下においても、松本市議会と同じく、定例会議を2月、6月、9月及び12月に開くこととし、松本市議会の臨時会に当たる随時会議を必要がある場合を開くこととしている。また、通年会期制導入時に理事者と協議して、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項として10項目を指定している。コロナ禍においては「感染症の感染拡大等に伴い、緊急に必要となる事業等に関する歳入歳出予算の補正をすること。」を専決処分事項に追加したが、課題も増えてきたところである。そのほか、一事不再議、発言取消し、継続審査、辞職報告などで、会期制を採った場合とは異なる取扱いをしている。

(イ) 議会基本条例

通年会期制（第10条）以外で議会基本条例上、柏崎市議会に特徴的なものとしては、次の規定がある。

- a 第11条（議会の議決事件）
- b 第12条（政策等の説明要求及び審議）
- c 第12条の2（基本的な計画の説明）
- d 第19条（市民参加及び情報公開）

議案に係る各議員の賛否の表明状況等の議会活動に関する情報公開の徹底（第1項）、本会議、議員協議会及び委員会のインターネット中継を含む会議等の公開、請願・陳情の趣旨説明を規定

- e 第20条（広報・広聴の充実）

地方自治法第100条第12項に規定する協議等の場にすぎなかった広報

広聴委員会を、平成29年6月に議会広報広聴委員会として常任委員会化

f 第21条（議会の報告会等）

議会報告会等実施要綱を定め、議会報告会及び意見交換会を年1回以上開催することとしている。当初は議会報告会としていたが、意見交換を求める声が多かったため、平成30年11年からはテーマを絞った意見交換会とした。また、各中学校区を回る形式のみだったが、色々な方々に参加してもらえよう、コロナ禍後は産業文化会館でも開催した。

g 第25条（災害時における議会及び議員の対応）

市が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため議会災害対策支援本部を設置するとともに、議長は災害対策本部にオブザーバー出席する体制を整えている。

h 第26条（議員研修の充実・強化）

市が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため議会災害対策支援本部を設置するとともに、議長は災害対策本部にオブザーバー出席する体制を整えている。

i 第32条（条例の検証及び見直し手続）

2年ごとに1回、議会運営委員会において議会基本条例の目的が達成されているかを検証し、公表すべき旨を規定している。検証方法については、各項目をAからDまでの4段階で評価している（昨年度は全てB評価）。

(ウ) 予算決算常任委員会

従前は、予算は各常任委員会に分割付託、決算のみ特別委員会（実質審査は分科会）を設置するかたちで審査していたが、①予算議案の分割付託を解消し、②予算審査と決算審査を全議員により総合的・一体的に審査するため、令和3年6月に予算決算常任委員会として常任委員会化した（予算は当初予算だけでなく、補正予算も予算決算常任委員会が審査）。予算決算常任委員会の運営は、各常任委員会正副委員長、議会運営委員会正副委員長、そのいずれにも該当しない会派代表で構成される運営会議で決定している。

特徴として、第1に、各会派から論点を挙げて論点整理の手続きを行っている。第2に、分科会ごとに対象施策を特定して、施策事務事業評価を実施している。施策事務事業評価は決算審査の一環として実施し、9月定例会本会議に評価結果を報告した上で、本会議最終日に、正副議長及び予算決算常任委員会正副委員長から市長に評価結果を提出している。

(エ) 現在の議会改革の取組みと課題

状況に合わせて、議長から議会運営委員会に諮問し、議会運営委員会で取り組む方法と、令和3年12月に設置した「議会改革に関する調査研究委員会」において取り組む方法の2本立てで取組みを進めている。

議会運営委員会に対する諮問による最近の取組みとしては、議会のDX、ICT化及びペーパーレス化に関する調査研究などが、議会改革に関する調査研究委員会による最近の取組みとしては、請願及び陳情の取扱いに関する要綱の制定などがある。

(3) 長野県長野市議会

ア 日時 令和5年8月25日(金)午後2時～午後4時

イ 場所 長野市役所

ウ 対応者

長野市議会 議長 寺沢 さゆり 氏

長野市議会事務局 局長 久保田 浩樹 氏

柏崎市議会事務局 総務議事調査課長 竹内 徹 氏

柏崎市議会事務局 総務議事調査課係長 一之瀬 貴 氏

エ 内容

(ア) 議会活性化検討委員会の取組みについて

a 経過

長野市議会では、議会基本条例を平成21年9月に制定し、その前文では、それまでの取組みをさらに進め、「より市民に身近な議会運営に努めるとともに、常にその機能を充実強化し、最大に発揮し、併せて、議員間の討議等を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に努めなければならない。」と規定している。

市民に身近な議会運営に関する取り組みとして、様々な課題について検討する「議会活性化検討委員会」をその都度設置しており、平成28年12月に議会活性化検討委員会2016を、令和元年12月に議会活性化検討委員会2019を、それぞれ設置した。

b 議会活性化検討委員会2019の取組み

①議員定数の検証・検討について、②市民との対話の場の充実についての2つのテーマを検討した(②については視察項目「市民と議会の意見交換会について」で説明)。

①議員定数の検証・検討については、議会活性化検討委員会2016において議員定数の検証を行った経過がある。その答申(平成30年9月14日付け中間答申)では「来年度行われる市議会議員一般選挙においては、現行定数39人で選挙を執行することが適当」としながら、「今後も同規模の中核市の動向を注視するとともに、本市の人口動態その他本市議会を取り巻く状況の変化に応じて、適時検証・検討していくことが必要」とされていた。これを受け、今任期の中間折り返し時に会派から議員定数の見直しについて議長に申し入れがあり、検討を行ったもの

議会活性化検討委員会では、人口、面積、財政力指数等の客観的数値について他の中核市と比較をするとともに、全国市議会議長会が議員定数検討の視点として提案する常任委員会方式、人口比例方式、住民自治協議会・小学校区方式及び議会費固定化方式の4つの視点などにより、令和3年8月の検討開始から1年半近くをかけて検討したが、意見集約には至らず、議員定数3人減と現状維持という2つの意見を併記する報告書を議長に提出し、検討を終了した。

議員定数の検証・検討については、その後の議会運営委員会でも結論には至らず、最終的な方針は各会派に委ねることとなった。その結果、令和5年3月

定例会に議員提案（最大会派の議員からの提案）による長野市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案（議員定数3人減（39人→36人））が提出・可決された（同条例による削減後の議員定数は令和5年9月執行の一般選挙から適用）。

なお、同条例案の提案説明では、「議会活性化検討委員会2019を構成する12名の委員のうち委員長を除く3会派8名が議員定数3人減を唱えており、本市議会が自ら人口減少に照らし、現在の定数を人口1万人に1人の目安で検証してきた経過を見れば、市民の理解が得られる定数とすべきであると同時に、民生費が上がっていく財政要因において削減する重要性はあるのではないかとの意見を集約したもの」とされた。また、他の議員の賛成討論において、「人口推計を見て、大きく減少していく中、少子高齢の進展で、民生費が増大し、必要な予算を確保するため、議会費の削減はやむを得ないのではないか。」「過去の定数見直しでは、人口1万人につき議員1人ということを目安にしてきたので、適切な判断」との発言があり、これらが議員定数削減に至った理由であると考えられる。

c 議会活性化検討委員会2019の検討項目の決定方法

基本的に各会派から検討したい事項を募って、検討委員会の中で優先順位を検討し、検討項目を決めていく。その際には、検討委員会2016の積み残し項目なども考慮する。

(イ) 市民と議会の意見交換会について

a 経過・開催実績

市民に信頼される議会、より身近な議会の実現に向け、情報公開と市民参画、市民意見の把握と反映に努めるとともに、議会での議論の経過と議決に関する説明責任を果たすため、平成29年度から5回開催している。

平成25年度から平成28年度までは、常任委員会・特別委員会の1年間の活動内容を市民のみなさまに報告する議会報告会を合計4回実施していた。実施後のアンケートで「参加者が減少しているので、参加者の興味・関心が広がる報告会にしてほしい。」「テーマが総合的で市民生活に直結したイメージが描きづらい。」「質問に対し『委員会で議論されていない。』との答弁では質問しづらい」といった意見があった。議会報告会という性格上、委員会での議論を超えて答弁ができないという制約があったことから、運営方法の大幅な見直しの必要性が生じ、議会活性化検討委員会2016において検討を行った。その結果、平成29年度からは、議会側からの報告をメインとするのではなく、特別委員会の調査研究事項からテーマを決め、意見交換をする「市民と議会の意見交換会」に変更となった。

令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止としたが、オンラインを併用して令和4年度から再開し、令和5年度は過去最高の58人の方々にご参加いただいた。

議会活性化検討委員会2019では「市民との対話の場の充実」についてというテーマで市民との意見交換会について検討を行った。ただ、集中的に検討

した期間がコロナ禍と重なったことから、令和3年に行った同委員会の中間答申では「当面、会議時間短縮の観点から、議会からの報告の省略、2会場に分散しての実施、新型コロナウイルス感染症対策に特化した開催とし、今後の状況を引き続き注視し、検討委員会で継続して協議を行う。」にとどめたもの。なお、令和5年8月21日の議会活性化検討委員会では「市民と議会との意見交換会については、中山間地域にお住いのみなさまの声をお聞きするという観点を踏まえ、複数回開催することを前提に、具体的な内容については、改選後の議会活性化検討委員会で協議を引き継いでいく」旨を確認している。

b 意見交換会の運営方法（令和5年5月27日）

意見交換会は、議員が主体的に、企画から運営までを行うこととしており、企画運営について協議するため、議会運営委員会の委員、各常任委員会委員長、各特別委員会委員長の合計12名で組織する意見交換会実行委員会を設置している。議会事務局はあくまでもこれをサポートするという立場でかかわっている。

意見交換テーマは、長野市議会には4つの特別委員会が設置されていることから、毎回、4つの特別委員会がそれぞれの所管調査事項から1つずつテーマを選び、設定している。参加者の申込方法は郵送、F a xのほか、長野電子申請サービスによるインターネット申込も可能で、申込時に参加希望テーマも伺っている。

意見交換会当日は、午前意見交換会を行う特別委員会と午後意見交換会を行う特別委員会の2委員会ずつ2つのグループに分け、午前意見交換会を行うグループの議員は、午後はもう一方のグループの意見交換会の運営側（受付、会場までの誘導、カメラ、オンライン参加者の対応等の裏方）に回り、午後意見交換会を行うグループの議員は、午前中はもう一方のグループによる意見交換会の運営側に回るというように人のやりくりをしている。意見交換会の具体的な実施方法は、基本的にそのテーマを担当する特別委員会におまかせであり、進行はそれぞれの特別委員会の委員長が行う。委員長の司会進行の下、参加者に自由に意見を述べてもらい、それに対して参加委員がコメントを行うという形式とした。

終了後には参加者にアンケートを実施しており、意見交換会が「良かった。」・「まあまあ良かった。」とする回答が73.1%と評価された一方で、「参加者の意見は苦情と要望ばかりで、建設的な対策についての意見交換はなかったと感じた。」などの厳しい意見もあった。

(ウ) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について

a 経過

平成20年6月定例会委員会審査後に委員長が酒気帯びで物損事故を起こし、当て逃げをしようとした事件があった。当該議員は議員辞職をしたものの、メディアや市民からの批判が大きく、議会としての自浄機能を強く問われる結果となった。そのため、議会内で政治倫理規定を含む議会基本条例の制定が急務であるという機運が生じ、全会派から議会基本条例制定に向けた基本的な合

意が得られた。

具体的な検討の場として、同年9月に議会基本条例検討特別委員会を設置し、以後、同委員会において、議会基本条例及び議員政治倫理条例の2条例について、平成21年9月までに合計18回にわたり検討を行った。当初は、政治倫理規定を含む議会基本条例の制定を想定していたが、他市議会の事例調査の結果、政治倫理の詳細規定を含めた議会基本条例を制定している例が少なかったことから、平成20年10月の第2回委員会において、議会基本条例とは別に議員政治倫理条例を制定すること、先に議員政治倫理条例を検討することを決定した。同年11月の第3回委員会から平成21年3月の第8回委員会まで、政治倫理条例について集中的に議論を行った。検討の進め方としては、衆参両院の政治倫理綱領・行為規範をはじめ、先進自治体の宮城県ほか6県、政令市の京都市・福岡市、中核市の宇都宮市ほか6市の条例を参考とし、長野市議会独自の考えを踏まえて、条例案を作成した。

最終的に、平成21年6月定例会に議会基本条例検討特別委員会から提出された長野市議会議員の政治倫理に関する条例案が6月26日に賛成多数で可決された。条例は、同月30日に公布・施行となった。

b 長野市議会議員の政治倫理に関する条例の概要

- (a) 第1条（目的） 民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、議会の権威と榮譽を守り、市民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とすることを規定
- (b) 第2条（議員及び市民の責務） 議員に政治倫理に係る一般的な責務を課すとともに、「政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確に」すべき具体的な応答義務を課している。また、市民に審査請求権を認めていること（第4条）に関連し、市民にも「議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない」責務を課している。なお、市民の責務を規定するかどうかについては、議会基本条例検討特別委員会の中でも議論が分かれた。最終的には「議員と市民が一体となって政治倫理を守っていくべき。」、「市民に議員を監視していただく意味でも必要」という意見があり、条文化することとなったもの
- (c) 第4条（審査の請求）・第5条（審査会の設置） 審査請求権者及び審査請求の要件を規定するとともに、審査請求があったときはこれを審査するために審査会を設置することを規定
- (d) 第6条～第15条 審査会の組織、運営、手続きについて規定
- (e) 議員の資産公開制度に係る規定はない。

(イ) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

a 制度概要

子どもがいるため議会の傍聴が困難な人に傍聴の機会を提供するため、平成13年4月から実施している。生後4か月から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とし、公立保育園7園、私立保育園6園で受け入れを行って

る。

実施時間は、平日の午前8時30分から午後4時30分までとし、公立保育園は利用料の全額減免、私立保育園は利用料全額の償還払いで対応している。利用する場合は、利用希望日の前日までに利用希望の対象保育所等に電話で直接予約をする（予約の際に「議会傍聴のため一時預かりをお願いしたい。」旨を申し出る。）。

b 近年の実績

平成24年度に1件、平成26年度に5件の利用者があった以後は、利用実績はない。平成26年度の5件については、同じ方が複数回利用しており、実利用人数は2人となっている。

特に利用者の意見把握は行っておらず、利用実績が低調となっているのは、議会としての周知が不足しているからか、そもそも需要がないからか、判明はしていない。

今後は、他都市の状況も踏まえながら、事業自体の検討が必要であると認識している。なお、保育士の人手不足がある中で、受け入れがスムーズに行われているかについては、平成27年度以降の実績がないため、何とも言えないが、特にまちなかの保育園について一時預かりがかなり込み合っており、議会傍聴ということで申込みをしても利用できない状況がでてくるかもしれない。

c 乳幼児一時預かりサービス以外の傍聴しやすい環境整備

傍聴席に大型モニターテレビを設置し、質問者の表情や採決システムの状況がよくわかるような工夫をしている。また、声が聞きづらいという傍聴者のために、磁気誘導ループシステム（音声磁場発生装置）を傍聴席に備え、傍聴者に対して磁気誘導ループシステム受信機の貸し出しをしている。さらに、傍聴希望日の3日前までの申込みで、聴覚障害者向けの手話通訳者や要約筆記をお願いする対応（外部委託）もしているが、近年は利用実績が全くない状況である。

5 所感

(1) 3市とも、基本は、地方分権・地域主権の改革が進展し、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係、協議の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっていることから、自治の一層の推進を図るため、自治の基本理念や市民、市議会及び市長の権利、権限及び責務等を定めた基本条例を施行している。

(2) このような背景の中、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様性や地域資源等の特性を重視し、市域の課題の把握とそこに暮らす市民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、政策立案及び政策提言を積極的に行う必要に鑑み、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組みを確かなものにするとともに、開かれた議会を目指し、情報公開を率先して行い説明責任を果たすよう努力している。

さらに、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の付託に応えていく姿勢が3市とも強く感じられた。

(3) 特に印象に残った項目として各市議会について次のような項目が挙げられる。

ア 上越市議会

上越市議会基本条例第12条において政策等の形成過程の説明要求等の制度として、市長に対して、「議決事件に含まれない重要な政策」を含め、説明要求にとどまらず、議会意見聴取要求まで規定している。

イ 柏崎市議会

柏崎市議会基本条例第10条により、通年会期制を採用している。通年会期制採用に伴い、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定、一事不再議の運用、継続審査の考え方など、留意すべき点があった。

ウ 長野市議会

平成17年9月定例会で設置した議員定数等調査研究特別委員会の報告に基づき、平成18年9月定例会において、議員定数を42人から3人減の39人とする定数条例の改正が行われた。その後も、議会活性化検討委員会2016及び議会活性化検討委員会2019で検討を行い、令和5年3月定例会では、さらに3人減の36人とする定数条例の改正が行われた。議員定数については、平成の大合併後、長い検討の中で削減が行われてきた経過があった。

(4) 今回の3市議会の視察結果については、松本市議会においても参考にしながら、市民意見把握や議員間討議を進め、改革すべきものは改革していきたいと考える。視察を実施した2日間は非常に暑い日だったが全員熱中症など体調を崩すことなく無事に所期の目的を達成できたこと安堵している。上越市、柏崎市、長野市の各市議会におかれては、事前の質問事項や資料、当日の質問等に親切かつ丁寧に対応をしていただき、ありがとうございました。

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		令和5年8月24日(木)～25日(金)
視察先 及び 視察事項	1 新潟県上越市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について
	2 新潟県柏崎市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 政策検討会議の設置について
		(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について
		(4) 予算決算委員会の常任委員会化について
		(5) 通年議会について
		(6) 新庁舎における議会施設整備について
	3 長野県長野市	(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて
		(2) 市民と議会の意見交換会について
		(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について
		(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

1 新潟県上越市議会

(1) 議会基本条例の検証について

平成22年に議会基本条例を制定し、3年後には委員会のインターネット中継を実現している。平成26年には、議員提案で「地酒で乾杯条例」を制定。平成30年、議会にタブレット端末本格導入。令和元年、女性議員の話を聞く機会を提供する「女性フォーラム」を開催したところ、7名の女性議員が誕生した。

(2) 議会広報広聴委員会を設置し、市民との情報共有を推進、市民参画の機会の充実を図っている。議長と副議長が議会報告をYouTube配信したり、4常任委員会ごとに各層との意見交換会や報告会を市内各所で行ったりと、広報広聴に力を入れている。

OPEN MUJI（無印良品）の施設で開催した「ご意見を聞く会」では、参加者に話したいことを紙に書いてもらい、それについて話すという企画をしたところ好評だったという。「オシャレな場所」での企画は、参加の動機付けになるのではと感じた。

(3) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について

傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金は、乳幼児一名につき1日あたり、3歳未満児は700円、以上児は500円を上限。金額が少ないのではと思ったが、同市の保育園では、一時預かりを5時間以内なら700円で利用できると伺って納得した。子育て世代の傍聴を促進するため、令和3年に制定したが、申請は少ないとのこと。

2 新潟県柏崎市議会

(1) 議会基本条例の検証について

平成26年制定して以降、検証は2年ごとに行っている。

(2) 政策検討会議の設置について

「食品ロス削減に向けての取り組み」を2年かけて検討、市長へ政策提言を行った。

(3) 広報広聴常任委員会について

平成29年、広報広聴常任委員会を設置し、議会報告会、意見交換会を年1回以上開催している。議会から一方的な報告会よりも、市民と対話形式の意見交換会のほうが、活発な意見交換ができ、やりがい（満足度）があるようだ。インターネット中継は本会議と全員協議会が平成18年から、委員会は平成25年から行っている。

(4) 予算決算委員会の常任委員会化について

予算審査、決算審査ともに全議員が行い、議員間討議を活発にし、合意形成を図りながら、PDCAサイクルによる議会の政策活動と監視機能を強化している。評価対象施策について、ABC等で評価し、評価結果を市長へ手渡ししているのはユニークな取り組みだ。

(5) 通年議会について

平成25年から通年としている。会議時間や拘束時間が多いという説明者のご意見を伺い、メリットよりもデメリットの方が大きいのではと感じた。

(6) 新庁舎における議会設備整備について

地域産の木材を多用し、花火大会をイメージした明るい議場。議長席の右側に理事者席が、左側に議員席が相対し、傍聴者席は議長と反対側に配置されたレイアウト。資料を写すテレビモニターとプロジェクター完備。傍聴者席には、発言者の声が聞こえやすくする装置、ヒアリンググループが埋め込まれている。

3 長野県長野市議会

(1) 議会活性化検討委員会の取り組みについて

令和3年より、同委員会で議員定数削減について2年越しで議論してきた。本年2月に、定数39人から3人減の36人とする改正条例案を可決、本年9月の一般選挙から施行。

(2) 市民と議会の意見交換会について（議会報告会からの変更の経過も含めて）

意見交換会は、平成29年から毎年、4特別委員会それぞれテーマを決め、開催している。令和5年の参加者アンケート「市議会に期待することは？」では、「市民との対話、意見交換」が36.1%で最も多く、「政策の提言への期待」が28.7%と、昨年と比べ8%増えた。

(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について

平成21年、議会基本条例検討特別委員会が提案し、同年施行。議員定数の12分の1以上で、かつ2以上の会派の議員の連署、または、有権者総数の100分の1以上の連署が有る場合、審査を請求できる。

(4) 議会傍聴時の幼児一時預かりサービスについて

議会傍聴時、「幼児一時預かりサービス」の利用はほとんど無いようだ。ただ、対象が0歳児（生後4ヶ月以上）からということには驚いた。傍聴者へのサービスとしてはこのほか、「補聴器貸し出し」、「手話・要約筆記」が用意されている。

(5) その他

令和4年、本会議でSNS上での誹謗中傷に関する質問が複数回あったことをふまえて、議員有志で勉強会を開催、条例制定検討委員会が設置された。7回の委員会を経て、「インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例案」が議員提案され可決。令和5年10月1日から施行される。

2016年に開庁した新第一庁舎の7階に委員会室、議員控え室が、また8階は議場。見たところバリアフリーだが、こまかい段差等があり、現在バリアフリー化を検討中とのこと。

4 所感

議会基本条例を制定し、2年ごと、5年ごとなど、定期的に検証することで、議会をどう今よりも活性化させるかを議論し、企画、実践を継続することが大切だ。今回視察させていただいた上越市、柏崎市、長野市、いずれの議会も、広報広聴活動に力を入れ、本会議だけでなく委員会もインターネットライブ配信及び録画配信を行っている。これは本市議会も見習いたい。議場は、傍聴のしやすさを考慮した配置レイアウト、参考資料を掲示するためのプロジェクターやスクリーン、モニターなどの機材、採決スイッチで賛否が一目でわかる電子採決システムの導入など、市民にわかりやすく、開かれた議会の環境を整えている。

本市においても、議会基本条例の検証をしながら、現在の課題を洗い出し、現在よりも議会活動が活性化するような仕掛けを考えてまいりたい。

令和5年9月22日

松本市議会議長 上條 温 様

議会運営副委員長 神津 ゆかり

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		令和5年8月24日(木)～25日(金)
視察先 及び 視察事項	1 新潟県上越市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について
	2 新潟県柏崎市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 政策検討会議の設置について
		(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について
		(4) 予算決算委員会の常任委員会化について
		(5) 通年議会について
		(6) 新庁舎における議会施設整備について
	3 長野県長野市	(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて
		(2) 市民と議会の意見交換会について
		(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について
		(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

1 上越市

(1) 議会基本条例の検証について

平成22年基本条例制定以後3回の見直しを実施。3回目の見直しは検証委員会を令和2年7月から令和3年4月までに11回開催、以下の事項について検証がおこなわれた。

これまでに改正された内容は下記のとおり。

ア 議長の責務：臨時会の招集に関する規定を追加→市長が招集しない場合に議長が招集することができるとした。

イ 市民参画及び協働：市民参画や意見を反映させる規定に、パブコメ等を実施すること及び市民の意見に対する議会の考えを公表する規定を追加した。

ウ 政策等の形成過程の説明要求等：市長が提案する政策等に対し、議会は市長に対し必要な情報を求めるものとしてあった規定に、議決事件以外の重要な政策を提案するときは、あらかじめ議会の意見を聞く機会を設けることを追加規定した。

エ 議決事件：議決事件に基本構想に基づく基本計画の策定又は変更を追加した。

(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について

制度の取組は女性議員が7名になったことがきっかけである。令和3年4月1日要綱制定

ア 助成対象者：市内在住者

イ 助成対象経費及び助成額：小学校入学前の乳幼児を一時預かりさせ議会を傍聴する場合の利用料金に対し、3歳未満700円/人、3歳以上500円/人（いずれも市の一時預かり4事業の5時間未満の利用料を上限としている。）

ウ 対象施設：上越市ファミリーヘルプ保育園（市立保育園で24時間保育実施施設）、公立・私立保育園の一時預かり、オーレンプラザこどもセンター、ファミリーサポート

エ 対象会議：本会議、常任委員会、特別委員会

オ 利用実績：令和3年度5件、4年度1件

(3) 所感

基本条例の改正経過から、議会の招集権、政策等の形成過程の説明要求が特に印象に残った。

傍聴時乳幼児一時預かり事業は制度制定後も利用実績が少ない。乳幼児を預けても傍聴したいと思われる議会であることが最も重要と思う。議会の情報発信力も問われる。

2 柏崎市

(1) 議会基本条例の検証について

ア 検証は2年ごとに「議会の原則」を具現化した規定を実施している。

イ 評価基準 A：できている、B：できている（改善が必要）、C：できていない（分析見直し必要）、D：できていない（条例改正が必要）

ウ これまでの検証に基づく条例改正はない。

(2) 政策検討会議の設置について

平成29年度「食品ロス削減に向けた取り組み対策」し、2年間で6回の政策検討会議を開催し、同名の提言書として政策提言した。

(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について

以下の3点の理由により常任委員会とした。

ア 当該委員会の業務が幅広くなった。

イ 議会報告会・広報誌など議会改革に重要な案件を扱い、政策形成に影響する業務が含まれている。

ウ 現地視察等に必要な予算を付けられる。

(4) 予算決算委員会の常任委員会化について

ア 予算決算常任委員会（議長を除く全議員が所属）に3つの分科会を設け質疑、意見集約を実施する。その後常任委員会を開催し分科会の報告、報告に対する質疑、討論・採決を実施する。

イ 決算においては、年度ごとに評価対象施策を各常任委員会で複数選定し、議会としての評価を実施している。理事者側の評価と異なる場合もあるが議会意思を示すものとしている。

ウ 予算決算常任委員会において財政部長に対して会派による総括質疑が行われている。

(5) 通年議会について

ア 本会議の再開権限が議長にあるため、議会側が主体的かつ迅速に会議を開くことができる。なお、市長の請求により随時会議を開くこともできる。

イ 理事者側の拘束時間が長くなる懸念への対応は、従来の定例化の開催スタイルに準じ、年4回定期的にまとまった期間（2月は15日、6・9・12月は5日に開会）会議を開き集中的に審査を実施している。会議終了時は「休会」し次の会議は「再開」となる。

ウ 専決処分の扱いは、損害賠償額の決定・和解、災害対応に要する予算措置など10項目を指定して対応している。

(6) 新庁舎における議会施設整備について

ア 傍聴しやすい環境整備として、スロープ設置、車いす傍聴エリア確保、難聴者向けヒアリンググループの設置

イ 会議終了後3業務日以内をめどに会議映像を映像配信サイトに録画配信し、委員会映像はYouTubeに掲載している。

(7) 所感

非常に参考になる取り組みをしている。

通年議会は議会審議の流動性、柔軟性において検討に値する内容と感じた。また、地方議員の位置づけが地方自治法改正により明確になったことから、通年議会は市民等に議員活動との関係を分かり易くすることにつながるとも考えられる。

予算常任委員会は本市においても必要なものであることを改めて実感した。特に2月補正予算において、同時に提案される次年度当初予算は特別委員会で審査することとのアンバランスを感じていたので、本市議会においても検討すべきものと感じた。

広報公聴委員会の常任委員会化は、本市の3部会構成の広報部会と交流部会を併せ持った組織と受け止めたが、現在の部会活動の検証を行ったうえで判断しなければいけない。今回の本市議会基本条例の検証項目にいれる必要性は低いと受け止めている。

3 長野市

(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて

ア 検討委員会2016年の積み残し項目を含めた検討項目を定め実施してきた。

イ 検討委員会2019において、議員定数について検証・検討し3名減と現状維持の両論併記の報告書が作成され、令和5年3月定例会で最大会派の議員提案により定数3名減の条例改正を議決した。

(2) 市民と議会の意見交換会について

平成25年から実施してきた議会報告会は報告会件数の減少とともに市民生活に直結した内容になっていないことや議会議論を超えた内容や発言ができないといった課題があった。そのため、報告会から意見交換会に変更した。

(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について

- ア 議会基本条例検討特別委員会を設置し、議員の倫理規定を含む基本条例の検討を開始
- イ 他団体の基本条例及び政治倫理条例の制定状況を調査したうえで、議会基本条例と政治倫理条例を制定することを決定し、先に政治倫理条例を制定することとした。

(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

- ア 平成13年4月1日からサービス開始
- イ 0歳（生後4か月に満たない者を除く）から小学校就学までの乳幼児を対象
- ウ 平日8時30分から16時30分まで、時間外16時30分から17時30分まで
- エ 対象保育園は13園（私立6園）
- オ 希望日前日までに電話予約、当日の場合は申込書の提出による。
- カ 利用保育料は全額市が補助する（市立保育園については全額減免、私立保育園については立替払い後の申請により償還。）。

(5) 所感

議員定数の改正の取組みは、他都市とのバランス上必須であったことから議員提案で改正した手法は妥当と感じた。

政治倫理条例を基本条例と切り離して単独制定した理由が良く理解できなかったが、市民目線からは議会意思を示す視点から分かり易いものと思う。かなり踏み込んだ規定をしているが、地方議会議員としての最低限の規定で足りると考える。

一時預かりサービス事業は、本会議傍聴者数が100人を超えているのに利用者は0人であり、事業そのものの必要性については再考も必要と感じた。保育園に預けるのではなく庁舎内で預かる手法を改めて実証実験することも必要と思う。この場合、新庁舎建設に合わせて検討するとともに、人員確保が最大の課題になるので経費を含めた慎重な対応が必要である。

令和5年9月22日

松本市議会議長 上條 温 様

議会運営委員 上條 一正

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		令和5年8月24日(木)～25日(金)
視察先 及び 視察事項	1 新潟県上越市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について
	2 新潟県柏崎市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 政策検討会議の設置について
		(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について
		(4) 予算決算委員会の常任委員会化について
		(5) 通年議会について
		(6) 新庁舎における議会施設整備について
	3 長野県長野市	(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて
		(2) 市民と議会の意見交換会について
		(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について
		(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

1 新潟県上越市

(1) 議会基本条例の検証について

上越市議会では平成21年に議長の諮問機関として「上越市議会基本条例策定検討委員会」を設置。その後、条例に盛り込む主要事項、規定する項目、具体的な内容の検討などを経て、平成22年11月に議会基本条例制定。議会基本条例の検証は改選後の年に実施している。

第1回の検証は平成24年9月に議会基本条例検証委員会を設置し、平成25年に重要な条例の制定、改廃、政策等の提案の際に市民意見の公聴機会を設けることなどを主な改正点とし議会基本条例を一部改正した。

第2回の検証は平成28年10月に議会基本条例検証委員会を設置し、検証では委員会の活性化に向けた研究、議会活動の「見える化」の研究、議会モニター制度の導入に向けた研究、市民の意見を市政に反映させる「仕組み」のPRの4つを提言した。

第3回検証は令和2年7月に議会基本条例検証委員会を設置し、検証では議会改革の方針決定過程の見直し（議会改革検討組織の常設設置化の見直し）、議会報告会・意見交換会の在り方の見直し、議員間討議の促進の3つを提言した。

(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について

令和3年4月より、子育て市民の議会傍聴を促進するため、本会議、常任委員会、特別委員会において、市内に住所を有する方を対象に、小学生就学前の児童一時預かり事業を開始。対象会議を傍聴する場合利用料金は乳幼児1人につき1日当たり3歳未満児は700円、3歳以上児は500円を上限としている。利用実績は、こ

れまで6件4,000円。

2 新潟県柏崎市

(1) 議会基本条例の検証について

柏崎市議会基本条例は、平成26年に制定。以後2年ごとに検証を実施。これまで平成29年6月には政策検討会議を設置する為の改正と、平成30年6月は市が基本的な計画策定・変更するときは、あらかじめ議会に策定・変更の理由と概要を説明することを求めるための改正の2回の改正がある。

(2) 政策検討会議の設置について

平成29年度に政策検討会議を設置。検討会議にて「食品ロス削減に向けての取り組み対策（2010運動の展開など）」について2年間検討し、市長に対し「柏崎市食品ロス削減への取り組み（フードロス0）」の提言書を提出した。

(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について

広報広聴委員会の業務が幅広くなったこと、議会報告会・広報誌など議会改革に重要な案件を扱っており、政策形成のプロセスに大きく影響するような業務も含まれること、先進地視察等に必要な予算がつけられることを理由に常任委員会化したもの。

(4) 予算決算委員会の常任委員会化について

予算決算常任委員会に3つの分科会を設けて、議案に対する質疑答弁、意見集約を行う。議長を除く全議員が委員となっており、全委員が3つの常任委員と同じ分科会に所属。当初予算と決算について、予算決算常任委員会の中で財政部長に対して会派による総括質疑を取り入れている。

(5) 通年議会について

平成25年より採用している。メリットは本会議の再開が議長権限のため、議会側が主体的かつ迅速に会議を開くことができる。市長の請求により会議を開くことができるため、契約案件議案の審議にも柔軟に対応することができる。デメリットとして理事者の拘束時間が長くなるおそれがある。通年議会導入後も以前と同じように定期的にまとまった期間に会議を、集中的に審議を行っている。

(5) 新庁舎における議会施設整備について

傍聴しやすい環境整備として傍聴席までスロープの設置し、車椅子の傍聴エリアを確保するとともに、難聴者向けヒアリンググループを設置している。

3 長野県長野市

(1) 議会活性化検討委員会の取り組みについて

令和3年8月より議会活性化検討委員会にて議員定数について8回検討。令和4年12月16日に、議会活性化検討委員会の「議員定数についての検証・検討結果報告書」が提出され、内容を議会運営委員会で協議。会派の意見が異なり結論に至ら

ず、その後の方針は各会派へ委ねることに。令和5年2月22日、議員提案により長野市議会の定数を定める条例案を3月定例会で原案可決し、議員定数について39人から36人への3人削減が令和5年9月一般選挙から施行される。

(2) 市民と議会の意見交換会について

市民に信頼される議会、より身近な議会の実現に向け、情報公開と市民参画、市民意見の把握と反映に努めるとともに、議会での議論の経過と議決に関する説明責任を果たすことを趣旨とする。開催実績は、平成29年より5回、それぞれ4項目程度のテーマを決め実施している。

(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について

平成20年に発生した議員の酒気帯び運転による議員辞職をきっかけとして、平成20年9月22日議会基本条例検討特別委員会を設置し、合計18回にわたり議論。平成21年6月には、長野市議会議員の政治倫理に関する条例を、同年9月には長野市議会基本条例をそれぞれ制定した。長野市議会議員の政治倫理に関する条例では議員の責務及び行為規範を定めることにより、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、議会の権威と名誉を守り、市民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とし、議員及び市民の責務、行為規範、審査の請求・政治倫理審査会の設置、政治倫理審査会の審査・議長の措置などを定めている。

(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

子どもがいるため議会の傍聴が困難な人のために、「一時預かり事業」を利用し、子どもを一時預かってもらい、議会傍聴の機会を提供するため、議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスを平成13年4月より実施している。0歳から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とする。実施時間は平日午前8時30分から午後4時30分まで、時間外は午後4時30分から午後5時30分まで。補助金額は3歳未満児で最高2,300円（延長加算は最高400円）、3歳以上児で1,300円（延長加算は最高400円）となっている。

4 所感

(1) 議会基本条例の検証について、各市議会ともに、複数回にわたり、多面的・多角的な検証がなされていると感じた。ただし、条例に基づく取組み自体は、本市議会の方が進んでいる面もあると思う。いずれにしても、本年度実施予定の議会基本条例の検証に当たっては、今回の視察結果も踏まえつつ（各市議会の取組みを参考にしながら）、多面的・多角的かつ冷静な検証が重要であると感じた。

(2) 傍聴時一時預かり事業については、参考になる制度だとは思いますが、いずれの市議会も実績に乏しく、評価が難しい。本市議会では、今回の視察先のような補助金タイプではなく、こども控室というサービス提供タイプであるが、やはり実績としては少ない。新庁舎建設に際しては、防音設備を備えた多目的傍聴室の設置など、乳

幼児を連れてた親御さんでも気兼ねなく傍聴できる傍聴環境の整備も検討の価値はあると思う。

令和5年9月22日

松本市議会議長 上條 温 様

議会運営委員 川久保 文良

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		令和5年8月24日(木)～25日(金)
視察先 及び 視察事項	1 新潟県上越市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について
	2 新潟県柏崎市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 政策検討会議の設置について
		(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について
		(4) 予算決算委員会の常任委員会化について
		(5) 通年議会について
		(6) 新庁舎における議会施設整備について
	3 長野県長野市	(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて
		(2) 市民と議会の意見交換会について
		(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について
		(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

1 上越市

(1) 議会基本条例の検証について

ア 以下 上越市の状況

- ・ 平成17年の平成の大合併が大きな要因で、いろんな議員が出てきたため、議会基本条例の検証の必要性が出てきた。
- ・ 議会の発信という点では、平成18年から中継を開始し、平成25年に委員会のインターネット中継を開始。これまでに鋭意、発信の強化を図ってきている。
- ・ 議会に関心が集まらないということで、平成27年、小学生の議会学習の取り組みを開始
- ・ フォーラムなどを実施し、啓発に努めたところ、現在女性議員が7人に！コロナ禍の議会運営だったが、女性議員が活発に質問するなど、新しい感を受けている。
- ・ 議会基本条例の検証は、5年ごと実施している。改選時に検証しているが、大きな変更はない。本当に市民に開かれた議会なのか、意見交換会がマンネリ化している、それでいいのかななどの意見。
- ・ 市内28地区に分かれている。それを2年間で回ることにしたが相当大変なこと。なのに、参加者が同じメンバーで要望の会になってしまっていた。こうした中で、若い人との意見交換ができたことはよかった。
- ・ 常任委員会でテーマを作ってもらい、特定のテーマを持った市民団体と意見交換を実施。検証を行うごとに、意見交換会これでいいのか、という意見が出る。28地区にこだわらなくてもいいのではないか。議会報告と、意見交換を

一緒に実施すると、時間がかかる。そこで、意見交換会に特化して実施。

- ・ 直江津の無印店舗 このオープンM U J Iというところを借りて意見交換会を設けた。開会前に、意見要望を書いてもらい、そのことについて気軽に意見交換。買い物がてら寄ってくれた人や、若者の参加もあった。少しでも関心を持ってくれたことはよかった。女性議員からの意見で実施に至った。

イ 検証で具体的に変更したところ

- ・ 5 ページ 議長の責務
- ・ 8 ページ 市民参加
- ・ 8 条の 5 項、6 項
- ・ 11 ページ第 12 条 第 13 条
- ・ 15 ページ
- ・ 18 ページ 27 条 議員定数 28 条 議員報酬

ウ 視察を終えて感想

とても柔軟性に富んだ議会だと感じました。やれることは挑戦してみようという姿勢は学ぶものがありました。4年に一度改選に合わせて検証を行っているということですが、この点については、今後の一つの参考としていきたいと思いました。

(2) 傍聴時乳児一時預かり事業について

子育て世代に対し、議会傍聴のサービスとして、こうした取り組みを進めていることはとても評価できると考えます。

2 柏崎市

(1) 議会改革について

- ・ 平成 26 年 議会基本条例制定
- ・ 基本理念の実現に向けて特別委員会設置
- ・ 調査研究実施
- ・ 議会基本条例の検証を 2 年ごと実施している。
- ・ 平成 25 年から通年議会を実施している。
- ・ 毎年 5 月 1 日に自動的に会期が始まる。
- ・ 改選後や解散による初会議のときにのみ、市長が招集
- ・ 議会開催に弾力性を持っている。
- ・ 定例会議のほかに、臨時会議を開催
- ・ そういった中にも専決処分はある。
- ・ 専決処分に関する規定を設けている。
- ・ 発言の取り消しは 7 日
- ・ 継続審査 4 月 30 日から 5 月 1 日にまたがるもの
- ・ 6 月から 9 月に持ち越す審議条項は継続的な審査としている。

- ・ これまで陳情は審議していなかったが、審査することとなった。
- ・ 陳情は市内在住者のみから受け付ける。
- ・ 議会意見交換会を年一回開催。以前は議会報告会のみだったが、現在は意見交換も実施。テーマを決めて実施し、若いお母さんの参加が見られた。
- ・ 災害対策では、災害時に対策本部を設置する。
- ・ 議員研修会の充実強化 年2回程度実施
- ・ 予算決算常任委員会として、常任委員会化を図った。会派の代表と、無所属の代表が集まり、検討会を開く。特徴的なことは、論点整理。会派から、この質疑はこの議案に相当しているか、もう少し深掘しないかなど、論点を整理する。
- ・ 議案に対して、100ページ以下のものはペーパーレスとしている。一人一台iPad。
- ・ レファレンス機能の設置。一般質問する際、図書を事務局に調べていただいている。
- ・ 常任委員会のテーマ研究の実施。期間を2年間とし、市長に提言
- ・ 令和4年4月 オンライン委員会運営要綱を制定
- ・ 令和4年8月 議員報酬に関する調査報告書 とりまとめ

(2) 視察を迫えて感想

通年議会を導入しているがなかなか大変ことだと感じた。予算決算の常任委員会化をはかり、チェック機能強化を図っている本市でも、決算を全議員で審議にあたる取り組みが必要ではないか、

3 長野市

(1) 議会の活性化はじめ多くの取り組みについて説明を受けました。

ア 議員定数の検討について 令和3年8月から検討開始

イ 意見交換会 委員会ごとテーマ決めて意見交換している。4つの特別委員会で、テーマを決めて委員長が司会進行し、参加者が自由に意見を出すという形式で実施

ウ 議会傍聴時の乳幼児の一時預かりサービスについて

- ・ 平成13年4月1日から実施し、全額長野市（議会事務局）が補助する。
- ・ 平日 午前8時30分～午後4時半
時間外 午後4時半～午後5時半

(2) 視察を終えて

視察項目が多く、時間がもう少し欲しかった。長野市の議員定数削減については、2年間かけて丁寧に取り組みを進めた経過をお聴きすることができました。議会傍聴時乳幼児一時預かり事業については、参考になりました。

4 全体を通しての感想

それぞれ議会の特色があること、意見交換会については同様の課題があること、積極的に議会改革を進めていることなど、情報共有が図れ、とても参考になりました。

また、議会傍聴時の乳幼児一時預かり事業については、いい事業だとは思いますが、松本市新庁舎建設において、議場に、乳幼児と一緒に傍聴できる防音対策を講じた個室を設けることで、預けなくても傍聴できる対応を図るほうがより便利ではないかと考えます。

今後も、議会運営委員会の視察では、1項目くらい議会改革について盛り込めると、当議会の運営を見つめることができるので良いのではないかと感じました。

以上

令和5年9月22日

松本市議会議長 上條 温 様

議会運営委員 上條 美智子

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		令和5年8月24日(木)～25日(金)
視察先 及び 視察事項	1 新潟県上越市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について
	2 新潟県柏崎市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 政策検討会議の設置について
		(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について
		(4) 予算決算委員会の常任委員会化について
		(5) 通年議会について
		(6) 新庁舎における議会施設整備について
	3 長野県長野市	(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて
		(2) 市民と議会の意見交換会について
		(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について
		(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

1 上越市

(1) 内容

平成22年議会基本条例制定、5年ごとに検証を行っている。改選後に検証を行ってきている。各会派代表によって検証委員会を設置している。

上越市は28区に分かれており、地区ごとの意見交換会、報告会を開催してきたが、マンネリ化の傾向があり、参加者がほぼ同じ。加えて要望会的になっている。悩みながら開催してきた。そこで、テーマを決めて、各常任委員会4つでそれぞれ開催。例として、厚生委員会では、障がい者団体との意見交換会を開催。固定した意見交換会ではなく、様々な方との意見交換の実施ができるよう検討。検証委員会では、意見交換会についてよく出る案件となっている。28区といった地域割りにこだわらず、新たな意見交換会を行うようにしている。議会報告会より、市民側の意見交換会を主として欲しいとの要望が多くある。これまで報告会が半分を占めていた。現在は、議会報告の部分は、YouTubeにて配信している。意見交換会を中心にしたところ、様々な意見が多く出されるようになった。

また、新たな取り組みとして、議会側が出向く形を考え、商業施設で「議員と気軽にトーク」と題して開催。元々のテーマ設定を設けず、4つのグループで行った。その場でテーマを紙に書いてトークを行ったところ、若い方、買い物に来た方が関心を持っていただけことは大きな成果となった。数人であったが、良い感想があり充実感があつた。現在、検証中であるとのこと。

女性議員は改選前0名であったが、改選後は7名となった。意見を聞きながら新たな取り組みを進めていきたい。これまで、3回の検証委員会を設け、検証を行い、条例の一部改正を行ってきた。

傍聴時乳幼児の一時預かりは、上越市が実施している一時預かり4事業への補助を、5時間未満、以上の時間で分けて実施しているが、実際の利用実績は一時預かり4事業のうち市内に1カ所だけある公立の24時間保育所（上越市ファミリーヘルプ保育園）への預かりの利用に限られる。令和4年に1件の利用があった。

(2) 所感

議会報告会については、以前、上越市議会へ視察に行った経過がある。松本市議会においてもこれまでも同様の課題がある。上越市議会の新たな取り組みである商業施設での意見交換会開催の感想として、参加人数は少なかったが充実感はとても大きかったとお聞きしたが、その点は、とても印象的であった。松本市議会では、交流部会で7月に信州大学の生徒との意見交換会を行ったが、その際には自身もとても充実感があったことを思い出した。

2 柏崎市

(1) 内容

平成26年に議会基本条例制定。以後、2年ごとに検証を実施。当該年度までに基本条例の目的が達成されているか議会運営委員会で検証する。結果を市民に公表する。

平成25年5月1日から通年会期制いわゆる通年議会を採用。会期等を定める条例に基づき、一度招集された後は、毎年5月1日になると自動的に会期が始まる。通年会期制では、4年に一度の改選後や、議会の解散による選挙後初めての会議のみ、市長が召集することになる。昨年12月19日に大雪があり、20日に登庁が出来ない状況となったため、定例会議を2日延期した経過がある。

議会報告会は、議会報告会等実施要綱にて、議会報告会及び意見交換会を年一回以上開催する、としている。平成29年6月5日、議会広報公聴常任委員会を設置。各会派より1名（現在7会派）、3つの常任委員会より正副委員長どちらか1名の計10名で現在、構成されている。平成25年、26年で報告会を試行。27年から12中学校区で報告会、30年秋以降は意見交換会を実施。令和2年度はコロナにより中止。令和4年度は、産業文化会館と11中学校区で開催した。各常任委員会1つのテーマを設定して行ったところ、若者、学生の参加があった。

政策検討会議は平成29年度に設置し、「食品ロス削減に向けての取り組み対策（2010運動の展開）」について2年間検討した。新潟県の担当者夜を講師に招き勉強会の開催、市の担当課との意見交換会の実施もあった。6回の会議を開催して市長に政策提言を行った。政策検討会議はこの一回の開催とのこと。

予算決算常任委員会は、令和3年6月に設置。9月定例会議での前年度決算及び2月定例会議での新年度予算のほか、補正予算に関する議案を審査する。議長を除く21名で構成。現在、副議長が委員長、議会運営委員会副委員長が副委員長を務めている。各常任委員会を分科会とする。議会基本条例の定めた政策提言を行って

いくツールの一つとして、施策評価及び事務事業評価を導入している。施策及び事務事業評価対象事業の選定作業を各分科会等で行い、施策評価シート、事務事業評価シートに基づき評価作業を行っていく。本会議場で評価結果を各常任委員長より報告を行い、正副議長と予算決算常任委員長から市長に対して評価結果を手渡し、翌年度予算への反映を依頼する。

災害時における議会及び議員の対応では、災害時、市が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため、柏崎市議会災害対策支援本部を設置する。議員は議会支援本部が設置されたときは、議長が別に定める要綱に基づき適切に行動し、市民の安全・安心の確保に資するものとしている。市の対策本部には議長がオブザーバーとして出席する。

(2) 所感

報告会では、こちらの議会でも報告会から意見交換の場へ移行している。そして、若者や学生の参加の状況が印象的で参考となった。予算決算を合わせて常任委員会を設置して審査している。この予算決算を合わせて行っているところは大変参考になり、今後、一層の調査等行っていきたい点であると感じた。災害時の議会の対応では、市の対策本部へ議長がオブザーバーとして入っている点、議会側で支援本部体制が整っている点は今後の参考であると感じた。

3 長野市

(1) 内容

議会活性化検討委員会は、より市民に身近な議会とすべく、様々な課題について検討するために、議長の諮問機関として、令和元年12月16日設置。議論したテーマは、議員定数と市民との対話の場の充実の2つ。議員定数の検証・検討について、令和3年8月27日から協議を開始。以前、平成30年に同様の検討委員会で定数見直しを行ってきた経過があり、その答申に、今後、中核市、他市議会の動向を見据えながら適宜、検討・検証が必要であるとされた。その後、議員の任期が中間の折り返し点であることに加え、一つの会派から議員定数の見直しに関して議長に申し入れがあった。議員定数見直しの参考資料として、中核市の人口、面積、議会費などの比較資料等から検討を行った。議論を尽くし最終的に令和4年12月16日に、議員定数についての検証・検討結果報告書が提出。その後令和5年2月22日、3名減の36名に議員定数改定が行われた。

市民と議会の意見交換会については、報告会は平成25年から28年までの開催。常任委員会の活動内容で行っていたが、参加者が減少。報告会という性格上、委員会での議論を超えて答弁ができない制約もあり、様々な意見が出され、運営方法の大幅な見直しの必要性が生じた。このようなことから活性化検討委員会にて検討を行い、報告をメインとするのではなく、特別委員会の調査・研究事項のテーマを決め、特別委員会ごとにテーマについて自由な意見交換を行う方式で、平成29

年度から5回開催。令和4年度、5年度は議会の委員会室を会場として開催し、オンライン方式の参加方式を導入。令和5年度は過去最高の58名（うちオンライン5人）の参加となった。意見交換会は議員が主体的に企画から運営まで行い事務局はサポート。企画・運営を協議するために議会運営委員会委員、各常任委員会委員長、各特別委員会委員長の12名で組織する、意見交換会実行委員会を立ち上げ協議。テーマの設定は4つの各特別委員会で設定。参加者の申し込み方法は、郵送、ファックス、インターネット。運営方法は、4つのテーマを設定して、午前の部、午後の部に分けて2会場で実施。議会活性化検討委員会で市民との対話の充実について検討をしている。内容は、日程について、開催場所、オンラインの活用でより多くの参加者を募る、テーマについて市民から公募などの様々な意見が出た。中間答申では、当面の時間短縮の観点から報告会の省略、2会場での分散実施、コロナ対策に特化した開催として、今後の状況を注視し検討委員会で継続して協議を行うことに留めた。改選後協議を引き継ぐことと集約している。

政治倫理条例について。制定の背景は、元議員の酒気帯び運転事件。議会に自浄機能を持つよう問われた。政治倫理規定を含む、議会基本条例の制定の機運が生じた。平成20年議会基本条例特別委員会を設置。議会基本条例、政治倫理条例の2つの条例について18回検討を行った。当初は、政治倫理規定を含む議会基本条例の制定を想定していたが、2つの条例を制定することし、先に政治倫理条例を検討することとした。当時、政治倫理の詳細を含む議会基本条例を制定しているところが少なかったことも理由の一つ。第3回から8回までは政治倫理条例に関して集中的に議論を行った。市民の責務を盛り込むことについて議論が分かれたところで、最終的には議員と市民が一体となって倫理を守っていくといった意見、市民が議員を監視していただく意味でも条文に入れるといった意見から、最終的に市民の責務を盛り込むこととなった。政治倫理条例は平成21年6月賛成多数で可決された。

議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて、平成13年4月1日から実施。対象乳幼児は、0歳から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児としている。サービスを希望する場合は、利用希望日の前日までに対象保育所等に電話で予約し、その際に、議会傍聴のためお願いしたいことを申し出る。対象保育相は13園。利用者が立て替え払いの後、申請により補助する。平成24年1件、平成26年5件（同じ型の複数利用があったため実際2名）以後利用はない。今後このサービスについて検討していく。

(2) 所感

長野市議会は10月1日より改選される中で、改選後の新たな活性化検討委員会でどのようなことが議論されていくのか気になる。報告会では長野市議会でも、報告会形式から意見交換会への転換となっていた。意見交換会としたところ参加者が増えたとのこと。今回の視察先それぞれでは意見交換会で参加者が増えたところ、意見が活発に出されたところなど、大きな成果の様子があがった。政治倫

理条例については、元議員による事件から制定につながった。また、最近では政治倫理審査会の開催があったようだ。

傍聴時の子どもの預かりは、近年の利用がないとのこと。松本市議会では、子ども控室を設置しているが、近年の利用はなく、これは対象となる方の議会への関心等がないのか、ネットなどにより中継の配信もあり、自宅等で視聴ができる環境が整ってきている点も考慮して、今後の在り方の検討の必要性を感じた。

令和5年9月22日

松本市議会議長 上條 温 様

議会運営委員 阿部 功祐

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		令和5年8月24日(木)～25日(金)
視察先 及び 視察事項	1 新潟県上越市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について
	2 新潟県柏崎市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 政策検討会議の設置について
		(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について
		(4) 予算決算委員会の常任委員会化について
		(5) 通年議会について
		(6) 新庁舎における議会施設整備について
	3 長野県長野市	(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて
		(2) 市民と議会の意見交換会について
		(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について
		(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

1 上越市

(1) 議会基本条例の検証

検証は平成22年の条例制定以降、3回となる。初めは2年後、その後は4年ごと検証実施。推進体制は「議会基本条例検証委員会」による。検証委員会の構成は、正副議長、会派代表者、会派に属さない議員を含め9名。

直近の検証は令和2年7月から行い、11回の会議を開催したのち、令和3年4月に検証結果を議長に対し答申している。答申の柱は3つ。

ア 議会改革の方針決定過程の見直し

2年ごとに行われる議長選挙での所信表明を踏まえ、議会改革検討組織を設置すること。

イ 議会報告会・意見交換会のあり方を見直し

市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との共同を推進するために、広報公聴委員会において検討すること。

ウ 議員間討議の促進

議会が合議体として政策形成していくための、議員間討議の実施。

こうした中で、特にこれまで推進してきた実例として、議会報告会・意見交換会のあり方を見直しについて諸々お聞きした。

よくある反省として、上越市においても議会報告会・意見交換会のマンネリ化が指摘されていた。議会報告会・意見交換会では「議会報告よりも意見を聞いてほしい」という市民要望に対し、実態として、議会報告だけで40分の説明時間を要していた。そこで改善策として、報告は正副常任委員長がユーチューブにて行い、それを市民に見ていただく方式に変更した。

また、新たな意見交換会では、それまで正副委員長が出席しての会議から、正副委員長以外の委員も参加する方式に変更した。また、「議員と気軽にトーク」として、不特定多数を集めての意見交換会も開催している。

そこで出された意見については、「課題調整会議」を経てまとめられ、議会の対応方針として決定される。

YouTubeを活用した議会報告や、不特定多数を集めての意見交換会など、課題はあるが、参考となった取り組みであった。

(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業

前回議員選挙において女性議員が誕生し、その意見として本事業が始まった。

小学校就学前児童について、市として実施している一時預かり事業を利用して議会を傍聴する。預かる場所は保育園、こどもセンターなど。

料金は1日当たり、3歳未満児は700円、3歳児以上は500円。対象となる会議は本会議、常任委員会、特別委員会。

コロナ禍が重なり利用は低調。最近は全く利用されていない。

制度としてはあっても良いと考えるが、今後の推移を見ていく必要を感じた。

2 柏崎市

(1) 議会基本条例の検証について

特記事項なし。

(2) 政策検討会議の設置について

政策検討会議では、2年間の検討を経て市長に対し政策提言を行っている。政策検討会議は全会派から選出される委員で構成。そして検討会議からの報告は、政策検討会議全大会で確認する。

本市とやや似た政策提言の営みであるが、全会派がテーマを一つにして検討していくことは、議員の考え方が様々違う中、難しさが伴う。実際これまでの実績としては「食品ロス削減への取り組み」という、まず反対することが難しいテーマに限られるようだ。したがって、政策検討会議の位置づけはあるものの、限界のある活動と感じた。

(3) 広報公聴委員会の常任委員会化について

議会報告会等については、市民に対し議会活動、市政の諸課題について情報提供及び情報共有に努め、意見交換を行い、市民の意見を政策活動等に反映させるための、重要な取組みと位置付けている。

そのために広報公聴委員会を常任委員会化している。定数は11名。根拠としては、地方自治法第100条第12項（協議の場合）に基づき（地方自治法第100条第12項「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」）、協議及び調整の場として位置付けている（全協も同様法に基づく。）。

議会報告や市民との意見交換は重要な取り組みであり、我々としても開催方法について研究し、さらに市民ニーズに対応したものとしていくことが必要と感じた。

(4) 予算決算委員会の常任委員会化について

予算審査と決算審査を全議員が行い、総合的・一体的に審査を行っている。決算においては施策事務事業評価を行い、事務事業の改善に役立てている。

施策評価とは、施策の進捗状況を把握分析するとともに、施策を実現するための主な事務事業が、施策目標の実現の手段として有効な事業であるかどうかを検証し、総合計画の基本目標の達成に向けて、今後の施策展開を検討するために行うもの。事務事業評価とは、その施策を評価するために事務事業評価を実施し、市が行う事業について、その必要性や目的を明確化し、事業の活動に対して得られる成果などを分析・評価を行い、その結果を踏まえ今後の事業の方向性を検討し、業務改善や事務事業の再編整理に反映させようとするもの。と定義している。

こうした考えを踏まえて、3 常任委員会を特別委員会における分科会と位置づけ、評価対象施策の中から少なくとも 3 つ、評価対象事業を抽出し評価している。事業評価については理事者側も実施しているが、その内部評価を踏まえて議会としての判断で評価し、結果を市長に送っている。しかし、議会の評価と理事者の評価を突合させての議論はしないとのこと。

本市では、理事者として行った事業評価を踏まえて議論しているが、本市の実施方法による方が、より突っ込んだ議論となるもの、と考える。

(5) 通年議会について

議会基本条例は平成 26 年に制定され、以降、2 年ごとに検証を実施。柏崎市の特徴として、平成 25 年から通年議会が採用されている。会期は 5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日まで。改選後初の議会は、任期が始まる日から 30 日以内に首長が招集することとなっている他は、条例で定める日の到来をもって首長が招集したものとみなす、となっている。したがって議会は基本的に議長が招集する。柏崎市議会では、「議会を開くことの弾力性を求めた」としていた。ただ、実態としては「定例会議」と称する議会は 2・6・9・12 月の年 4 回開催され、臨時会的なものは「随時会議」として、定例会議以外で必要がある場合に開くこととしている。会議期間が終了すると議会は「休会」し、次の会議を開くときは「再会」する。これにより主体的かつ迅速に会議を開くことができる、としている。例えば、議員だけで会議を行うこともあり、決議案の採決、議会例規の改正なども機動的にできるようだ。

通年議会で課題となるのは、「専決処分事項の指定」であるが、都度見直しを図られている。直近では感染症対策の補正予算の専決処分を行えることとした事例がある。

もう一つの課題は「一時不再議」であるが、年 4 回の定例的な会議、市長請求の会議、議長、議員からの請求による会議の期間において、「事情の変更があった」こととして、議決された事件について審議できることとしている。また、発言の取

り消し、継続審査、議員等の辞職についても、通年議会に対応した改正が行われている。

通年議会によるメリットは理解したが、本市では議会の開催方法に特に問題があるわけではなく、現状でよいと考える。

3 長野市

(1) 議会活性化検討委員会の取り組みについて

今回の議会活性化検討委員会のテーマは議員定数である。検討にあたっては、様々な指標を用いて他の中核市との比較を行い、納得性のある数値により議論が展開されたようだ。こうした取り組みの中では、数字上の納得性とは別に、極一部ではあるが、地域として議員という存在をどのように捉えているのかといった議論もあり、そこに思いを馳せることが結果として市全体の議論活性化にもつながっていたと考えられる。

結論的には、現在の定数 39 名から、「選良」を選ぶにあたって、人口 1 万人に 1 人、4 常任委員会×9 名で、36 名というのが理解を得やすかったのではないかと考える。

(2) 政治倫理に関する条例

条例の目的として、「議員の責務及び行為規範を定めることにより、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、議会の権威と名誉を守り、市民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与すること」を謳い、議員と市民の責務、行為規範、審査の請求・政治倫理審査会の設置などを定めている。

長野市においては、平成 21 年の条例制定以来、いくつかの事例がある。直近では令和 5 年 2 月に政治倫理審査会を 11 回開催し、審議された事案もあった。そうした中、条例第 9 条において、「弁明の機会の付与」として、「被審査議員はいつでも審査会に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。」と規定されていることを受け、そのような状況が常態化し、審査に支障がでた事例があったそうである。長野市としては、条例改正の必要を考えているようである。

本市としては議会基本条例に政治倫理に関する規定があり、現時点で「政治倫理条例」の必要は感じないが、時代の変化とともに検討することも想定しておく必要はある。

(3) 市民と議会の意見交換会について

特記事項なし。

(4) 乳幼児一時預かりサービス

公私立保育園を活用しての一時預かり事業であるが、平成 25 年以降利用はないようである。ただし、一般的な一時預かりのニーズは高まっているとのこと。

上越市でも感じたが、制度として研究しておく必要はあると考えるが、今後の推

移を見て，判断していくべきと考える。

以 上

令和5年9月22日

松本市議会議長 上條 温 様

議会運営委員 芝山 稔

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		令和5年8月24日(木)～25日(金)
視察先 及び 視察事項	1 新潟県上越市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について
	2 新潟県柏崎市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 政策検討会議の設置について
		(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について
		(4) 予算決算委員会の常任委員会化について
		(5) 通年議会について
		(6) 新庁舎における議会施設整備について
	3 長野県長野市	(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて
		(2) 市民と議会の意見交換会について
		(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について
		(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

視察結果

1 新潟県上越市

(1) 議会基本条例の検証について

平成22年に議会基本条例を制定して以来、初めての意見交換会、議員発議の条例制定（中山間地振興基本条例、地酒で乾杯推進条例、空き家管理条例など）、タブレット端末の導入、さまざまな階層との交流、小中校生との交流、女性フォーラム開催、傍聴時の乳幼児一時預かりなど、様々な改革をしてきた。これまでに3回の見直しを行ない、モニター会議、議会基本条例検証委員会などを経て、令和4年、議会改革推進会議の提言を行った。

タブレットはすでに2台目となる。女性フォーラム開催の結果、前期は女性議員がゼロだったが、今期は7名となる。

意見交換会は、これまでマンネリ化している、要望会になっているなど問題が多く、負担も大きく課題があった。テーマを決めての開催など試行錯誤した。今回初めて、街に出てみた。無印良品のオープンMUSICにて開催、買い物中の人や若い人の参加があり良かった。従来、議会報告が長く、意見交換を中心にとの要望があったため、報告はYouTubeにし、開催は意見交換のみにした。マイナカードに反対の意見が多かったり、妊婦さんのタクシー補助など要望が多く、まとめは大変だったが、みんなで頑張ろうという雰囲気があり達成感があった。YouTubeの視聴は342人だった。

現在の検討課題としては通年議会を検討中。

(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について

女性議員からの意見で、子育て世代の議会傍聴を促進するため、令和3年より行

なっている。就学前の児童を傍聴のために預ける場合に利用料金を助成する。上越市の一時預かり4事業の施設等を対象としているが、実際の利用実績としては上越市ファミリーヘルプ保育園（市営の24時間一時保育施設）のみ。利用実績は令和3年度5人、令和4年度1人。

2 新潟県柏崎市

(1) 議会基本条例の検証について

平成26年に議会基本条例を策定する。これまでに2回の改正があり、平成29年の改正は政策検討会議を設置するための改正、平成30年の改正は市が基本的な計画を策定・変更するときにあらかじめの説明を求めるための改正。

(2) 政策検討会議の設置について

会派からの提案を受けて検討した上で設置される。平成29年に設置し、食品ロス削減に向けて2年間検討、6回の会議を経て市長に「柏崎市食品ロス削減への取り組み」と題した提言書を提出。県の担当者を招いての学習も行う。

(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について

平成29年から常任委員会化、定数11人で、議会報告会の開催はおおむね年2回行っている。当初は予算に関するテーマだったが最近ではテーマを複数設けている。

(4) 予算決算委員会の常任委員会化について

予算決算常任委員会は常任と同様の委員が分科会に属し3分科会で行なう。議長を除く議員が参加。総括質疑は会派から行い通告制。

(5) 通年議会について

平成25年から通年会期制を導入。会期は5月1日から1年。議会が主体性を持って開催でき、議会のみで開催することもできる。市長の要請にも柔軟に対応できる。機動的に行える半面、執行部の拘束性が懸念される。専決処分事項は現在までに10項目を指定。10番目には、感染症に対する補正予算に関することを新設した。

(6) 新庁舎における議会施設整備について

傍聴しやすい環境整備として、スロープ、車いす用傍聴エリア、難聴者向けヒアリンググループを設置。

3 長野県長野市

(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて

議員定数削減について検討。平成18年に3人減の39人とする。定数への考え方は、中核市の平均が人口1万人に対し議員1.06人、全国市議会議長会では1人としている点を考慮。面積や人口など様々な角度から検討した。活性化検討委員会での議論では削減に賛否両論だったが、一つの常任委員会を9人と考えて36人

との意見、32行政区に一人ずつで32人との意見もあった。しかし一方で、中山間地域もあり安易に減らすべきでない、議会費の占める割合は多くないなどの意見もあった。最終的に定数3人減と現状維持の意見を両論併記した。

(2) 市民と議会の意見交換会について

平成29年から今年度までに5回開催。オンラインも併用。今年5月開催の意見交換会は3テーマ、災害、公共交通、長野市の魅力。高齢者が多いこと、参加して良かったが73%、白熱議論で今後の開催も望まれる。

(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について

平成21年、議会基本条例と議員政治倫理条例を制定。清潔で民主的な市政発展に寄与することを目的とする。条文に対し逐条的に説明があり内容を明確に規定している。倫理条例を制定するに至った経過は、議員の酒気帯び当て逃げに対し市民から批判があったことに由来する。

(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

平成13年から実施、生後4か月から就学前まで。市内の公立・私立13園で予約し、議会傍聴のための一時預かりであることを申し出る。公立は全額免除、私立も同様だが立て替え払いの後、口座へ振込み。

4 感想

上越市、柏崎市の先進的取組みに敬服。非常に早くから取り組んでいること、議長などの熱意も感じた。議会改革が市政発展に寄与している。傍聴のための取組みでは、保育園の途中入所ができない松本市の場合、傍聴のための一時預かりに現実味があるのか、今後の環境整備が必要。

令和5年9月22日

松本市議会議長 上條 温 様

議会運営委員 犬飼 明美

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		令和5年8月24日(木)～25日(金)
視察先 及び 視察事項	1 新潟県上越市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について
	2 新潟県柏崎市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 政策検討会議の設置について
		(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について
		(4) 予算決算委員会の常任委員会化について
		(5) 通年議会について
		(6) 新庁舎における議会施設整備について
	3 長野県長野市	(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて
		(2) 市民と議会の意見交換会について
		(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について
		(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

【考察】

1 議会基本条例について

議会基本条例が制定され、各市が独自性を模索して15年が経過し、独自性あるいは検証団体の意向に沿った事業展開で、それぞれがランクを競い合ってきましたが、ほぼ事業論点や独自性が出尽くした感がある。

過去からの議会活動を見れば、予算の住民配分の公平性、それぞれの市の施策の在り方が主眼となっていたが、競争意識を煽る改革で画一的な方向に向かう議会が、果たして住民が誇れるものなのか、移住者が選択出来るものなのかが、基本条例の順位が話題になる度に思うことである。

住民との意見交換をしても、イデオロギー論争にはならず、議員の真の倫理観、生活感が見えなくなっていることが、住民から見れば、金太郎飴のように見れば、誰でも同じ的な感覚を持つのではないかと心配である。

議員個々の資質は、社会倫理感、社会生活感を見せることが、良い悪いではなく、選良に値することだと、松本市の基本条例を制定した時に「画一的になるのでは」と案じた思いが思い出される。

2 常任委員会以外の会議の常設化について

現在の地方議員は、政策秘書から一般秘書を抱え、各方面の政治社会情勢を手に入れる国会議員と違って、会派研究が出来るとしても、おおよそ個人で事象を勘案しなければならない。

その上、住民に一番身近な存在としてあると住民に思われているが、通常委員会での市長部局からの地域住民問題を思料する事案が多く、地域住民独特の問題を思料

し、解決するには地域に入り、住民との意見交換をしながら方策を探る作業は大変なことであるが、住民に一番身近な存在としての市議会議員としては、忙しいからと逃れられない。

議会基本条例が、全体住民との意見交換に重きを置き、上述したように「画一的」な議会とは言わないが、選良に求められる状況ではない様に思われる。

一国一城の主たる議員には、後援会活動による、個々の地域と住民の思いを受け止めたからこそ、議員活動が継続出来て来ている面が多分にあると思う。

そういった中で、倫理感も養われているのだと思う。

公的忙しさはどこまで許容すべきか難しいと思う。

3 子供預かりについて

子育て世代の議会関心は、倫理観、生活感を共有できる人が来ていると感ずる。

4 市庁舎について

職員が、住民が歩き回り、話し声が聞こえる衆目の中で働いている姿に恐れ入っている。

見られることに慣れれば良いのかも知れないが、そういうことが無理な人に、ノルマを課すことは、経営的観点からは如何かと思う。

市役所は、重々しくおごそかな荘厳な雰囲気があるべきで、その中に住民に寄り添う市長、職員、議員がいることが、市役所のやさしさになるのだと思う。

令和5年9月22日

松本市議会議長 上條 温 様

議会運営委員 太田 更三

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察

令和5年8月24日(木)～25日(金)

視察先 及び 視察事項	1 新潟県上越市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について
	2 新潟県柏崎市	(1) 議会基本条例の検証について
		(2) 政策検討会議の設置について
		(3) 広報広聴委員会の常任委員会化について
		(4) 予算決算委員会の常任委員会化について
		(5) 通年議会について
	3 長野県長野市	(6) 新庁舎における議会施設整備について
		(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて
		(2) 市民と議会の意見交換会について
		(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について

1 新潟県上越市

(1) 議会基本条例の検証について

同市では平成22年11月の条例制定以後3回の見直し（検証）を実施しており、議会改革の動きは活発であると感じたところである。1回目は制定後2年の平成24年、2回目は平成28年、3回目は令和2年ということで基本的に4年毎の見直し（検証）を行っている。これまでの見直しにより、議長の臨時議会の招集に係る職務権限の追加、重要政策に関する市民意見の聴取と議会意見の公表についての内容、重要政策提案に関して市長があらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるという内容等が追加されている。第12条2は市長の独断専行抑止への重要な内容と思われる。

(2) 傍聴時乳幼児一時預かり事業利用助成金について

同市では前回改選（令和2年4月）で女性議員が7名（定数32）へと増加したこともあり、子育て世代の市民の議会傍聴を促進する目的で本助成金を導入したとのこと。同市の一時預かり事業（ファミリーヘルプ保育園、保育園一時預かり、こどもセンター一時預かり室、ファミリーサポートセンター）を利用して議会を傍聴する場合にその利用料金を助成する内容、3歳未満児が1日当たり700円を上限、3歳以上児は500円となっている。令和3年度開始の事業で、実績は令和3年度5件、同4年度が1件、5年度は8月時点で0件となっている。市民の関心が議会に向かないことへの対応は共通の課題と言える。

2 新潟県柏崎市

(1) 議会基本条例の検証について

同市では平成 26 年 6 月の同条例制定以後、2 年ごとに検証を実施し、条例の目的が達成されているか検証結果を市ホームページで公表している。検証に基づいた見直しは無いが、これまでに、平成 29 年 6 月には政策検討会議の設置についての改正（第 15 条）、平成 30 年 6 月には市が基本的な計画を策定・変更するときは、あらかじめ、議会に策定・変更の理由と概要を説明することを求めるための改正（第 12 条の 2）が行われている。第 12 条の 2 は市長（理事者）の独断専行抑止への重要な取組みであり、松本市議会としても追加すべき内容と考える。

(2) 政策検討会議の設置について

これまでに平成 29 年に設置され「食品ロス削減に向けての取り組み対策（3010 運動の展開など）」について 2 年間検討している。この間 6 回の検討会議を開催し、市長に対して「柏崎市食品ロス削減への取り組み（フードロス 0）」の提言書を提出している。ただ、政策検討会議はこの 1 回だけの設置となっており、各会派から提案の政策課題を議会として 1 つに集約することの難しさがあるとのこと。松本市議会の現在の常任委員会によるテーマ研究・政策提言活動が現実的であると感じた。

(3) 広報公聴委員会の常任委員会化について

常任委員会化の理由は、①業務の幅が広がった、②議会報告会や広報誌など、議会改革において重要な案件を扱っており、政策形成のプロセスに大きく影響するような業務も含まれる、③先進地視察等に必要な予算を付けられるとのこと。松本市では部会を協議の場として認めていることから現状通りでいいのではないかと思う。

(4) 予算決算委員会の常任委員会化について

松本市の取り組みと大きな違いはないが、財政部長に対する会派による総括質疑を行っていることは会派制の意義として捉えることができ、松本市議会として導入を検討してもよいのではないかと考える。

(5) 通年議会について

平成 25 年 5 月 1 日から通年会期制としている。メリットして本会議の再開が議長の権限であるため、議会側が主体的かつ迅速に会議を開くことができる。また、決議案や議会例規の改正などが機動的に行えることなどがある。また、市長の求めにより随時会議を開くことができるため、契約案件の審査にも柔軟に対応できる。理事者の拘束時間が長くなる恐れがあったが、従来 of 定例会開催のスタイルに準じているため、さほどの影響は出ていない。但し、専決処分についてはあらかじめ、その措置内容について指定してあり現在は 10 項目ということである。松本市として導入の可否については、導入済議会の事例を中核市の中から調査し慎重に検討すべきと考える。

(6) 新庁舎における議会施設整備について

令和 3 年 1 月に新庁舎へ移動、議場に大型スクリーン・モニターを設置、議場の

バリアフリー化として、議場入り口までスロープを設置し車いすのまま議場へ入ることができる、また、難聴者への対応として傍聴席にヒアリンググループ設備の設置などが行われている。フラットで明るい色調となっている。また議長席は理事者と議員を並行して確認できる位置に設置されている。スロープやヒアリンググループは参考とすべきである。

3 長野県長野市

(1) 議会活性化検討委員会の取組みについて

各会派から提出された課題の中から選定して取り組んでいる。直近では、令和 3 年 8 月より議員定数の削減について議論されている。全国中核市の人口、議員定数、議会費等のデータ分析、市勢状況、社会情勢等について検討を重ねた結果、3 名減の 36 名とする意見と現状の 38 名とする意見に分かれ両論併記の報告書が令和 4 年 12 月にまとめられている。その後、議会運営委員会での協議でもまとまらなかったことから、以降は各会派の判断に委ねられることとなった。令和 5 年 3 月定例会に議員定数 3 名削減の条例案が提出され賛成多数で可決され、令和 5 年 9 月の市議選から適用となっている。長野市と同様の議論が松本市で成立するのか、現時点では思料しかねるところである。

(2) 市民と議会の意見交換会について

平成 29 年から形式を報告会から意見交換会に変更している。変更の理由は、議員の発言が審査報告を超えて行うことができないことであるとのこと。毎回テーマを決めて実施している。60 人弱の参加があり、活発な意見が出されている。市政課題への調査研究を特別委員会として実施しているところが特徴的である。会場を市役所としており、意識ある方が自ら出席するという内容が基本的に前向きな提案となっている。松本市議会の意見交換会も基本的に前向きな議論が主となっていると考える。市政への反映のためには、テーマの選定が重要となることから、市勢の現状分析が大切である。

(3) 長野市議会議員の政治倫理に関する条例について

議員の酒気帯び運転事故の発生を契機に、平成 20 年 9 月に議会基本条例検討特別委員会を設置し、議員の倫理規定を含む議会基本条例が検討開始となっている。翌 10 月には議会基本条例と議員政治倫理条例を制定するとし、議員政治倫理条例を先に制定することを決定している。平成 21 年 3 月には同条例案を整え、議員への説明を開始。6 月定例会で賛成多数で可決成立した。

(4) 議会傍聴時の乳幼児一時預かりサービスについて

公立、私立の保育園の一時預かりサービスを議会傍聴のために利用する場合に、その利用料を全額議会費から補助するものとなっている。3 歳未満児、3 歳以上児それぞれ利用時間帯によって料金は違っている。私立保育園を利用した場合は、いったん個人で負担の後、申請により支給するというもの。利用実績としては平成 24 年

の1件、平成26年の5件にとどまっている。申請件数が極僅かなため、保育士の確保の課題については不明である。その他、傍聴環境の整備としては、補聴器の貸出しや手話、要約筆記への対応が可能となっているが利用は低調である。

令和5年9月22日

松本市議会議長 上條 温 様

議会運営委員 近藤 晴彦